

佐渡市空家等対策計画の中間見直しについて

1 計画の概要

【空家等対策の推進に関する特別措置法 第6条第1項】

市町村はその区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画を定めることができる。

2. 佐渡市空家等対策計画の主な内容

【同法同条第2項】

対象地区 (P2)	佐渡市全域
対象の空家 (P2)	法第2条第1項に規定されている「空家等」(法第2条第2項で規定されている「特定空家等」を含む。)
基本的な方針 (P7)	所有者管理の原則 多様な主体と協力・連携による対策 管理不全空家等への対応 世界遺産登録に向けた取組
計画期間 (P2)	平成29年度～令和8年度の10年間 ※ 計画策定から概ね5年経過後において計画内容の改訂を行う。
空家等の調査 (P9～P10)	空家等実態調査結果を掲載 ※ 令和2年度空家等実態調査の結果を反映
適切な管理の促進 (P10～P12)	市民への情報発信 地域への啓発活動の検討 相談体制の構築 街並みや歴史的建造物の保存 空家等の流通・活用促進
空家等に係る跡地の活用 (P20)	地域での公共的管理と利活用 跡地を活用するための対策
特定空家等に対する措置等 (P13～P19)	管理不全な空家等の防止・解消 老朽危険廃屋対策支援事業・危険空家安全支援事業
相談対応・実施体制 (P21)	空家等に関する対策の実施体制 空家等に関する相談への対応

3 佐渡市空家等対策計画見直しに係るアンケート調査の実施について

【目的】

空家等の所有者に対しアンケート調査を行うことにより、空家となった理由や建物の状況・今後の利活用に向けた意向を把握し、現計画の改訂や今後の空家等の対策を検討するための基礎資料として活用することを目的とします。

【調査対象】

令和2年度空家等実態調査に基づき、空家と思われる建物4,958件から500件を抽出

【調査期間】

令和4年6月～7月

【調査内容】

【資料 No. 2-2】 のとおり

4 今後のスケジュール

年 月	内 容	協議会開催予定
令和4年5月	計画の中間見直しに関する協議	第1回 空家等対策協議会
令和4年6月～7月	アンケート調査	
令和4年8月～9月	アンケート調査集計・分析 庁内関係課との調整協議	
令和4年10月	アンケート調査結果報告 計画素案の協議	第2回 空家等対策協議会
令和4年11月	パブリックコメント	
令和5年2月	パブリックコメントの報告 計画の承認・完成	第3回 空家等対策協議会
令和5年3月	計画印刷・配付	